

未来を育む農業担い手育成支援事業

地域農業を支えるあなたの取組みをオーダーメイド型で支援します

1 地域農業を支える組織的な取組み

- 補助対象者
営農組織、農業者団体、新規就農者受入組織 等
- 補助率
3/10 (県2/10、市町村1/10)
*補助対象経費の上限 800万円 等



- 取組例
⇒地域の生産性向上や人材受け入れの取組みを支援
・複数の経営体でドローンを導入し、地域の防除作業を引受けて生産体制を持続させる
・新規就農者で共同利用する農業用機械を導入し、地域の担い手の安定的確保を目指す。

2 担い手の経営発展の取組み

- 補助対象者
就農10年目までの認定新規就農者等
- 補助率
1/2 (県1/3、市町村1/6)
*補助対象経費の上限 500万円

- 取組例
⇒認定新規就農者等の規模拡大等の取組みを支援
・営農初期に必要な農業用機械や施設の導入 (トラクター、スピードスプレーヤー、園芸用ハウス等)



3 多様な人材の活躍促進の取組み

- 補助対象者
個人・法人経営体、農業者グループ 等
- 補助率
1/2 (県1/3、市町村1/6)
*補助対象経費の上限 200万円
*ソフト事業単独の場合は定額
上限:県20万円+市町村10万円

- 取組例
⇒女性や障がい者の働きやすい環境整備や、研修・技術習得の取組を支援
・障がい者も扱いやすい機械の導入
・女性の経営参画促進に向けた研修会の開催や受講



4 担い手の営農定着の取組み

- 補助対象者
認定新規就農者以外の新規就農者で、経営継承を予定している者
- 補助率
1/2 (県1/3、市町村1/6)
*補助対象経費の上限 200万円

- 取組例
⇒認定新規就農者以外の新規就農者の経営継承に向けた取組を支援
・継承する作業小屋を修繕し、営農を継続していく



5 県域の取組み

- 補助対象者: 上記1及び3の取組みのうち、県の広域を対象に活動する者
- 補助率: 上記1及び3の該当する取組みに準じます

補助要件

取組みごとに、次のような補助要件があります。詳しくは公募要領をご確認ください。

- ① 販売金額または農業所得の増加 / 地域での新規就農者受入数の増加
- ② 販売金額または農業所得の増加
- ③ 多様な農業従事者数や多様な人材の従事日数の増加 / 農業者グループの新規設立、団体等の役員数等の増加 等
- ④ プロジェクト計画の期間（3年）以上の営農継続（経営継承に向けた計画を定めること）
- ⑤ 上記①または③に掲げる補助要件

応募期間

※市町村の締切は各市町村の農政担当課にお問い合わせください。

令和8年3月27日（金）～ 令和8年5月8日（金）【県総合支庁必着】

手続きの流れ



応募に必要な書類

- ◆ プロジェクト計画（実施要領 別記様式第1号～第4号の該当する様式）
- ◆ 事業実施計画書（実施要領 別記様式第6号）
- ◆ サポート体制計画書（実施要領 別記様式第14号）
- ◆ その他関係資料（収支計画、資金計画、機械・施設の規模決定に関する資料 等）

※ 実施要綱（案）の内容等は、今後変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

※ 実施要綱の制定後、県ホームページ等に実施要綱等を掲載予定です。

お問い合わせ先

| 担当課名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------------------------|--------------------|--------------|
| 村山総合支庁農業振興課（地域農政担当） | 山形市鉄砲町二丁目19-68 | 023-621-8141 |
| 最上総合支庁農業振興課（地域農政担当） | 新庄市金沢字大道上2034 | 0233-29-1320 |
| 置賜総合支庁農業振興課（地域農政担当） | 米沢市金池七丁目1-50 | 0238-26-6049 |
| 庄内総合支庁農業振興課（地域農政担当） | 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 | 0235-66-5518 |
| 山形県庁農業経営・所得向上推進課 （農業担い手・所得向上推進担当） | 山形市松波二丁目8-1 | 023-630-2464 |